

## 資料 1-1 (新規につくる場合の例)

### 〇〇地区防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇地区防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は〇〇に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民が自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震などに対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等  
応急対策に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (5) その他本会の目的達成のため必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、〇〇地区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 若干名

2 役員は、地区役員で役職を分担する。

3 役員の任期は、地区役員の任期とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括し、地震等の災害発生時における応急活動対策の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり会務の運営にあたる。

(会議)

第8条 本会に総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は全会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、地区総会とあわせて行うことができる。

3 総会は、次の事項を審査する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) その他総会が特に必要と認めた事。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は地区役員会とあわせて行うことができる。

3 幹事会は、次の事項を審査し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による災害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年〇月1日に始まり〇月31日に終わる。

附則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

## 資料 1 - 2 (既存の区規約などに追加する例)

(自主防災組織)

第〇条 区長は、地震・火災・水害などの災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、別紙「〇〇区自主防災組織図」に基づき、災害対策本部を設置し、災害の被害拡大の防止及び災害の未然防止に努める。

2 前項において、糸魚川市に災害対策本部が設置された場合は、その指示により行動する。

3 役員は、災害発生の場合は、第〇条(第〇項)の業務分担にとらわれることなく、全員が一致協力して、災害対応または早期復旧に努めなければならない。

---

(別紙として作成・添付するものの例)

- ▶自主防災組織図
- ▶自主防災組織役員名簿
- ▶〇〇区防災計画、自主防災組織の役員分担表など